

○草加市こども医療費支給に関する条例

昭和48年6月30日

条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、こどもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、こどもに対する医療費の一部を支給することにより、こどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(平5条例20・平19条例8・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、こどもを現に監護している主たる生計維持者をいう。
- (3) 医療費 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）に規定する医療に要する費用（入院時食事療養費及び交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費を除く。）をいう。
- (4) 一部負担金等 こどもに係る医療費のうち、国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）が国民健康保険法又は社会保険各法の規定により負担すべき額及び保護者が他の法令の規定により、医療の給付について負担すべき額をいう。

(平5条例20・平10条例22・平12条例20・平13条例6・平13条例13・平19条例8・平19条例33・平21条例20・平24条例9・令元条例10・一部改正)

(支給対象)

第3条 この条例によるこどもに係る医療費（以下「こども医療費」という。）の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であるこども（以下「対象となるこども」という。）の保護者とする。ただし、対象となるこどもがその主たる生計維持者である

親権を行う者、未成年後見人その他の者と同居していない場合であつて市長が必要と認めるときは、当該対象となるこどもと同居し、現に監護している親権を行う者、未成年後見人その他の者を保護者とみなし、対象者とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の保護者は除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
- (3) 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、対象となるこどもに係る医療費の全額を、国又は地方公共団体に負担される状態となった者
- (4) 規則で定める他の医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者
（平5条例20・平13条例6・平13条例13・平17条例19・平18条例40・平19条例8・平19条例33・平21条例20・平24条例9・平29条例8・令元条例10・一部改正）

（支給）

第4条 市は、対象者が対象となるこどもに係る一部負担金等を支払った場合において、当該支払額（法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付があるときは、その額を控除した額）について支給するものとする。

（平5条例20・平13条例6・平13条例13・平16条例14・平19条例8・平20条例21・一部改正）

（支給期間）

第4条の2 こども医療費の支給期間は、通院に係るこども医療費については対象となるこどもが満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで、入院に係るこども医療費については対象となるこどもが満18歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

（令元条例10・追加）

（受給資格の登録）

第5条 こども医療費の支給を受けようとする対象者は、規則で定める受給資格登録申請書を提出して、こども医療費受給資格の登録を受けなければならない。

（平5条例20・平19条例8・一部改正）

（受給者証の交付）

第6条 市長は、前条に規定する登録の申請があった場合において、対象者と認め、登録したときは、当該申請をした対象者（以下「受給者」という。）に受給者証を交付しなければならない。

（平19条例8・一部改正）

（受給者証の提示）

第7条 受給者は、病院、診療所、薬局又は柔道整復師等の医療機関等（次条において「医療機関等」という。）において、対象となるこどもが医療を受けようとする場合は、当該対象となるこどもが国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被扶養者であることの確認を受けるとともに、受給者証を提示しなければならない。

（平10条例22・令3条例6・令4条例15・一部改正）

（支給の方法）

第8条 こども医療費の支給は、受給者の申請により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、埼玉県内の医療機関等が現物給付（医療機関等が、受給者に一部負担金等の支払を求めず、市に対して当該受給者の一部負担金等に相当する額の請求を行うことをいう。）を実施する場合には、当該医療機関等の請求により、受給者に代わって一部負担金等に相当する額を当該医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた対象となるこどもについて、受給者に対しこども医療費の支給があったものとみなす。

（平5条例20・平10条例22・平14条例31・平19条例8・令4条例15・一部改正）

（届出の義務）

第9条 受給者は、その資格を喪失したとき、又は受給資格の登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（譲渡及び担保の禁止）

第10条 この条例によるこども医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（平13条例13・追加、平19条例8・一部改正）

（支給額の返還）

第11条 市長は、偽りその他不正の手段によりこども医療費の支給を受けた者がいるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者がいるとき、又は一部負担金等の変更そ

の他の理由により過払いが生じたときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(平 5 条例 2 0 ・ 一部改正、平 1 3 条例 1 3 ・ 旧第 1 0 条繰下 ・ 一部改正、平 1 9 条例 8 ・ 平 2 0 条例 2 1 ・ 一部改正)

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(平 1 3 条例 1 3 ・ 旧第 1 1 条繰下)

附 則

この条例は、昭和 4 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 4 8 年条例第 4 0 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 4 8 年 7 月 1 日から適用する。

附 則 (昭和 5 0 年条例第 2 3 号)

この条例は、昭和 5 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 9 年条例第 1 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 5 9 年条例第 2 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 6 0 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の草加市乳児医療費支給に関する条例第 6 条第 2 項の規定により交付を受けている受給資格証は、この条例による改正後の草加市乳児医療費支給に関する条例第 6 条の規定により交付を受けた受給者証とみなす。

附 則 (平成 5 年条例第 2 0 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 6 年 1 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の規定は、公布の日から施行する。

(受給資格の登録に関する経過措置)

2 平成 6 年 1 月 1 日において乳幼児医療費の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、同日前においても、乳幼児医療費受給資格の登録を申請することができる。この場合において、市長は、対象者と認め、登録したときは、当該申請をした対象者に

受給者証を交付するものとする。

附 則（平成１０年条例第２２号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の草加市乳幼児医療費支給に関する条例、草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例、草加市老人医療費の支給に関する条例及び草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、平成１０年１月１日から適用する。

附 則（平成１２年条例第２０号）

この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則（平成１３年条例第６号）

（施行期日）

- １ この条例は、平成１３年７月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の草加市乳幼児医療費支給に関する条例の規定は、平成１３年７月１日以後の乳幼児に係る医療費について適用し、同日前の乳幼児に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成１３年条例第１３号）

（施行期日）

- １ この条例は、平成１４年１月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の草加市乳幼児医療費支給に関する条例の規定は、平成１４年１月１日以後の乳幼児に係る医療費について適用し、同日前の乳幼児に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成１４年条例第３１号）

（施行期日）

- １ この条例は、平成１５年１月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の草加市乳幼児医療費支給に関する条例の規定は、平成１５年１月１日以後の医療に要した乳幼児医療費について適用し、同日前の医療に要した乳幼児医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成１６年条例第１４号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、平成16年10月1日以後の医療に係る乳幼児医療費について適用し、同日前の医療に係る乳幼児医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年条例第19号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成18年条例第40号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の草加市乳幼児医療費支給に関する条例の規定は、平成19年4月1日以後の医療費について適用し、同日前の医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年条例第33号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）附則第1条本文に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(施行の日＝平成19年12月26日)

附 則 (平成20年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例、草加市こども医療費支給に関する条例、草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例及び草加市交通災害共済条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(草加市こども医療費支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 施行日前において第1条の規定による改正前の草加市こども医療費支給に関する条例

(以下「旧条例」という。)第6条の規定により受給者証の交付を受けている者のうち、旧条例第2条第1号又は第3条第3項に規定する就学義務猶予に係る者が、施行日において第1条の規定による改正後の草加市こども医療費支給に関する条例(以下「新条例」という。)第2条第1号又は第3条第3項に規定する就学義務猶予に係る者でないこととなった場合においても、施行日から平成22年3月31日までに限り、引き続き旧条例第2条第1号又は第3条第3項に規定する就学義務猶予に係る者である限りは、新条例第3条に規定する対象者とみなす。

附 則 (平成24年条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条第2項第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の草加市こども医療費支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条及び第6条の規定によるこども医療費の支給に関し必要な受給資格の登録その他の手続は、施行日前においても改正後の条例の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後の医療に係るこども医療費について適用し、施行日前の医療に係るこども医療費については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年条例第8号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条中草加市こども医療費支給に関する条例第3条第2項中第3号を第4号とし、同号の前に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の草加市こども医療費支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条及び第6条の規定によるこども医療費の支給に関し必要な受給資格の登録その他の手続は、施行日前においても改正後の条例の規定の例により行うことがで

きる。

（経過措置）

- 3 改正後の条例の規定は、施行日以後の医療に係ることも医療費について適用し、施行日前の医療に係ることも医療費については、なお従前の例による。

附 則（令和3年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年条例第15号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の草加市子ども医療費支給に関する条例第8条第2項の規定は、施行日以後の医療に係ることも医療費について適用し、同日前の医療に係ることも医療費については、なお従前の例による。

附 則（令和5年条例第21号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行に伴い支給期間に変更が生じることも医療費の受給者証の交付の手続きは、施行日前においても行うことができる。